

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

選択自由

働き方を社員が自分で決める会社があります。「私は水・木曜日に在宅勤務します」「私は残業は1時間できます」「私は9時～18時全て会社勤務。ただし広島カープの観戦日は8時～17時に変更」「出勤は週4日。出社は10時、残業は必要であれば何時間でも」等々。15年前の離職率28%が現在4%前後まで改善された。短時間勤務を育児や介護の人に限定すると、それは「特別」。しかし全社員にオープンにすれば、それは「選択」です。ただ、貢献に応じてお給料も変わってきます。働き方を柔軟にすることと、お給料を柔軟にすることはセットです。15年かかると、サイボウズの執行役員人事本部長の中根弓佳氏。Fole所載。

ヒント

税務 ミニガイド

不動産譲渡契約書のうち記載された契約金額が10万円を超えるもの、建設工事請負契約書のうち記載された契約金額が100万円を超えるものに係る印紙税の税率については、軽減措置が適用されていますが、その適用期限が令和4年3月31日まで、2年間延長されました。



奄美大島(鹿児島)

浜田 太/オアシス

5G(第5世代 移動通信システム) 投資促進税制の創設

□制度創設

5G(第5世代移動通信システム)は、スマート工場や自動運転等の産業用途のほか、遠隔医療や防災等、地域の社会課題の解決にもつながる、次世代の基幹インフラです。サイバーセキュリティなど、安全性・信頼性等の確保が極めて重要であり、国際連携の下での信頼できるベンダーの育成を図りつつ、安全・安心な5G情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を行うため、令和2年度税制改正によって、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合、主務大臣の認定に基づいた投資促進税制(特別償却または法人税額の特別控除)が創設されました。

□特別償却

青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入事業者(全国5G事業者・ローカル5G事業者)が、令和4年3月31日までの期間(指定期間)内に、認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を取得等して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度(供用年度)の当該認定特定高度情報通信技術活用設備に係る減価償却については、30%の特別償却が認められます。

□法人税額の特別控除

青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入事業者であるものが、指定期間内に、認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を取得等して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合は、特別償却に代えて、取得価額の15%の法人税額の特別控除を受けることができます。



○衆議院の本会議では、突然議員が立ち上がり、「議長オー」と大声で叫ぶ、その議員は本会議の進め方について動議を提出する議事進行係と呼ばれる議員です。これが誕生したのは、明治27年のことでした。本会議の運営をスムーズに進めようと一部の議員が議事進行係を買って出たことに始まります。衆議院は先例重視で残り、参議院は廃止しています。



ただし、特別控除額は、当期の法人税額の20%が上限となります。

□認定導入計画

これらの投資促進税制の適用を受けるためには、特定高度情報通信等システム導入計画を主務大臣に提出して、認定を受ける必要があります。

導入計画については、①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性(国際規格等)の基準を満たすものが認定されます。

□対象設備

対象となるのは、全国5G事業者が整備する基地局(送受信設備、空中線)の前倒し整備分、ローカル5G事業者が整備する5G設備(送受信設備、通信モジュール、コア設備、光ファイバ)です。

□固定資産税の軽減

新たに取得した一定の償却資産(特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の規定により主務大臣の確認を受けたもので、取得価額の合計額が3億円以下のもの)に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間2分の1とする特例措置が設けられました。

マイナンバー「通知カード」が 5月25日で廃止済み、その影響

平成27年10月のマイナンバーの制度導入時に、すべての住民へ12桁の個人番号を記載した「通知カード」が簡易書留で郵送されてきましたが、この「通知カード」の廃止が、政令により、本年の5月25日までとなっていました。

1. 廃止の理由と今後 紙で作成されている「通知カード」からICチップ付きの「マイナンバーカード」への移行促進が廃止の理由です。

もともと「通知カード」は、単体では本人確認書類としては使用できておらず、追加的資料（写真付き免許証等）とセットで利用されてきました。従って、今後は「通知カード」についての氏名、住所等の変更や、交付、再交付の手続きは出来なくなります。但し、住民票に記載されている氏名、住所などの記載事項と全部一致しているケースのみ、個人番号の証明書類と

して引き続き活用することができます。

2. 個人番号確認方法 これからは、個人番号を確認するための基本方法は、「マイナンバーカード」の取得や、個人番号の入った住民票の取得によるやり方で行うことになります。また、今後は出産や海外からの転入で新しく個人番号が付番されるケースでは、「個人番号通知書」が郵送されることとなります。

3. マイナンバーカード交付件数 本年4月1日現在での交付件数は約2033万枚とすべての住民の16%であり、全住民に一律10万円を支給する「特別定額給付金」の「マイナンバーカード」利用の電子申請の混乱や遅れの状況下（5月10日現在）でも16.4%にとどまっています。

4. 課題 今年9月から新しい決済サービスによって「マイナポイント」が付与される予定など使い勝手が高まりそうだとされています。一方でこの制度自体が未完状態で個人情報のコントロールが未実現状態であるとの意見もあり、今後はたして普及進展があるのか注視してゆかなければなりません。

ナマの税務相談室

Q ご無沙汰しています。
友人から相続がらみの土地の評価に関する相談を受けました。

被相続人甲は、亡くなる1年前から療養等のために、市内の老人ホームに入居していました。その老人ホームに入居するには、住民票をその老人ホームの所在地に移さなければならないという条件がありました。

よって、住民票はその老人ホームの住所のままにして、甲は死亡致しました。なお、甲はその老人ホームについて、土地建物の持ち分等の取得は一切ありません。

甲は自宅を有していましたが、この自宅部分について、同居人である生計一の親族の子供が取得し、継続して住んでいくこととしております。この場合、甲の自宅について、特定居住用の小規模宅地の特例の適用は可能でしょうか。

A 介護等の必要から老人ホームに入所する例は少なくありません。その場合、入所

老人ホーム入所と 小規模宅地

者の住民票を老人ホームへ移転することが入所要件になっている場合もありますが、施設によってケースバイケースです。

課税上、本人の生活の本拠を住所地と判断するのが原則（民法22条）ですので、居住事実と住民票とが異なる場合は、生活の本拠として生活している事実が存在するところが住所と判断されます。

さて、老人ホームへは介護等の必要から入所したので、介護の必要がなくなれば退所するのが一般的です。病院の入院も同じです。

生活の本拠が移転したと認めることは相当ではありません。

老人ホームに入所しても、所有権や終身利用権を取得した場合でなければ、入所前の自宅が生活の本拠として取り扱うことが相当です。

したがって、自宅敷地に小規模宅地の特例を適用することに問題はなりません。

ナマの税務相談室

コロナ禍の中で 進むテレワーク

テレワークとは、<Tele=離れた所>と<Work=働く>をあわせた造語で、情報通信技術ICTを活用した、働き方のことです。自宅利用型の在宅勤務、場所不特定のモバイルワーク、社外サテライトオフィスでのリモートワークなどに類型されます。

テレワークにするには、ペーパーレス化、ビデオ電話会議の設営、シンククライアントの提供が必要です。シンククライアントとは、<Thin=薄い>と<Client=端末>とを組み合わせた用語で、端末PCの機能を最小限にし、アプリケーションやデータをサーバー側で実行・管理する仕組みのことで、情報漏洩対策になるものです。

テレワーク化推進の施策は以前からありますが、大がかりな設備の導入を前提とするものが中心で、テレワーク用電子計算機等やテレビ会議システム・勤怠管理システム等についての固定資産税の軽減や、即時償却等の税制優遇が中心でした。

新型コロナウイルス禍に見舞われてからは、ステイホームの呼びかけへの協力要請のために、テレワーク導入経費の補助（支給上限額：1企業あたり100万円）がまず打ち出されました。さらに、中小企業がテレワークに係る設備投資を行った場合に、設備投資額の一定割合の税額控除等を認める税制優遇措置を省令改正で用意されました。

ただし、ウェブ会議システムの導入等が対象で、汎用性の高いパソコンやプリンタ等の購入費は対象外です。なお、国ばかりでなく、自治体においても、テレワークへの助成金が用意されています。東京都の例では、パソコン、タブレット、VPNルーターなどは対象に含まれています。

また、情報として、日税連の会長コメントでテレワークの導入を推進するとし、税理士事務所のメンバーが自宅で業務をしても税理士法に抵触しないとし、税理士が新型コロナウイルス禍対策のために慣れないテレワークを始めることで、申告書作成等の業務に通常より時間を要してしまい期限内申告が困難になった場合、災害等の“やむを得ない理由”により期限内申告ができないと認められる場合に該当し、申告期限を延長できる、とされました。



「岩かどに燈火一つ夜釣かな 青岳」

暦の上では立秋です。夜釣りは涼味ゆたかです。

「夜の秋」。秋の夜ではない。古いことわざに「土用

半ばに秋風ぞ吹く」とあるように、風物の状態はまだ夏であるのに、晩夏の夜など、どこことなく秋めいた感じがする。

「涼しさの肌手に手を置き夜の秋 虚子」

立秋7日、処暑23日。

知識は本の中にはない。
本の中にあるものは情報である。
知識とはそれらの情報を
仕事や成果に結びつける能力である。

(ドラッカー)

8月の税務メモ

(国税)

- 7月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業者の消費税中間申告

(地方税)

- | | |
|-----|-------------------|
| 11日 | ○7月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 31日 | ○6月決算法人の確定申告 |
| 〃 | ○12月決算法人の中間(予定)申告 |
| 〃 | ○個人事業税の第1期分納付 |
| 〃 | ○個人住民税の普通徴収第2期分納付 |
| 〃 | ○個人事業者の地方消費税中間申告 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。